

手数料・返戻金制度に関する事項

サービス名	紹介手数料	払戻金制度
クラウドワークス人材紹介サービス (クラウドワークス テック)	<p>採用決定者の理論年収の35%</p> <p>※理論年収とは、月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与支給額とします。但し、年俸制を採用している場合には年俸額、1年未満の有期雇用契約を締結する場合には契約期間を1年間とみなして換算した額、業務委託契約等を締結する場合は月額契約金額×12ヶ月の合計額を、理論年収とみなします。なお、月額固定給とは、基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当を指し、通勤交通費はこれに含まれません。</p>	<p>採用決定者が業務開始日以降、自己都合による退職又は契約終了、もしくは採用決定者の責による解雇又は契約終了が発生した場合は、クラウドワークスは、申込者に対して、既に受領した報酬を以下の各号の定めに基づき返還するものとします。</p> <p>(1) 業務開始日から30日未満の場合 : 報酬の80%</p> <p>(2) 業務開始日から30日以上90日未満の場合 : 報酬の50%</p>
クラウドワークス人材紹介サービス (クラウドワークス テック) ※クラウドワークス エージェントでの業務委託契約から直接雇用契約へ切り替えた場合	<p>(1) 総契約期間が90日未満の場合 : 理論年収×35%</p> <p>(2) 総契約期間が90日以上365日未満の場合 : 理論年収×30%</p> <p>(3) 総契約期間が365日以上の場合 : 理論年収×25%</p> <p>※総契約期間とは、申込者及び採用決定者間で締結される雇用契約に定める申込者における業務(以下「対象業務」といいます)について、これまでに採用決定者がクラウドワークスとの間で対象業務にかかる業務委託契約等を締結していた期間の合計を指します。 ※理論年収とは、月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与支給額とします。但し、年俸制を採用している場合には年俸額、1年未満の有期雇用契約を締結する場合には契約期間を1年間とみなして換算した額、業務委託契約等を締結する場合は月額契約金額×12ヶ月の合計額を、理論年収とみなします。なお、月額固定給とは、基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当を指し、通勤交通費はこれに含まれません。</p>	<p>返金規定は、採用決定者と雇用契約を締結し、かつ総契約期間が90日未満の場合であるときに限り、適用されるものとします。</p> <p>(1) 業務開始日から30日未満の場合 : 報酬の80%</p> <p>(2) 業務開始日から30日以上90日未満の場合 : 報酬の50%</p> <p>※総契約期間とは、申込者及び採用決定者間で締結される雇用契約に定める申込者における業務(以下「対象業務」といいます)について、これまでに採用決定者がクラウドワークスとの間で対象業務にかかる業務委託契約等を締結していた期間の合計を指します。</p>
クラウドワークス エージェント人材紹介サービス	<p>採用決定者の理論年収の35%</p> <p>※理論年収とは、月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与支給額とします。但し、年俸制を採用している場合には年俸額、1年未満の有期雇用契約を締結する場合には契約期間を1年間とみなして換算した額、業務委託契約等を締結する場合は月額契約金額×12ヶ月の合計額を、理論年収とみなします。なお、月額固定給とは、基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当を指し、通勤交通費はこれに含まれません。</p>	<p>採用決定者が業務開始日以降、自己都合による退職又は契約終了、もしくは採用決定者の責による解雇又は契約終了(以下総称して「終了事由」といいます。)が発生した場合は、クラウドワークスは、申込者に対して、当該終了事由が発生した日が属する月の翌末日までに、既に受領した報酬を以下の各号の定めに基づき返還するものとします。</p> <p>(1) 業務開始日から30日未満の場合 : 報酬の80%</p> <p>(2) 業務開始日から30日以上60日未満の場合 : 報酬の50%</p> <p>(3) 業務開始日から60日以上90日未満の場合 : 報酬の25%</p>
クラウドワークス エージェント人材紹介サービス ※クラウドワークス エージェントでの業務委託契約から直接雇用契約へ切り替えた場合	採用決定者1件につき金100万円(税別)	払戻金制度 無し